

発行/三原市人権推進課

編集/三原市大和人権文化センター

住所/三原市大和町下徳良107番地1

電話/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

9月・10月・11月の各教室等のご案内

フィールドワークのお知らせ

日 時 10月12日(金)

8:00~17:00(予定)

研修箇所 現在調整中

※なお、詳しい内容については、決まり次第連絡します。

昨年のフィールドワーク
(呉市下蒲刈町)
2017.10.27



大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日 時 9月21日(金) 9:00~12:00

場 所 大和人権文化センター 会議室

相談内容 暮らしの相談、人権相談

相談員2名で対応します。今回は、10月19日(金)の予定です。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

さわやか健康体操のお知らせ

日 時 6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)
13:30~14:30

持参物 バスタオルなど床に敷くもの

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)

第2回人権学習会のお知らせ

日 時 11月17日(土)

時 間 13:30~15:00

演 題 子どもの貧困の実態と支援

講 師 川崎医療福祉大学医療福祉学部

講師 直島 克樹さん

差別解消の推進に関する三つの個別法が施行(2016年)



「障害者差別解消推進法」(4月1日施行)

この法律は、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資すること」を目的としています。

障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮義務」を明記しています。

「部落差別解消推進法」(12月16日施行)

この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとして上で全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない、解消することが重要な課題である」と規定しています。

「部落差別」の存在を認知した初めての法律であり、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制を充実することや、教育及び啓発を行うこと実態に係る調査を行うこと等を定めています。

「ヘイトスピーチ解消推進法」(6月3日施行)

この法律は、日本におけるはじめての反人種差別理念法ですが、在日外国人に対する差別的言動が、被害者の多大な苦痛と地域社会に深刻な亀裂を生じさせているという害悪を認め、「前文には不当な差別的言動は許されないことを宣言する」ことを明記しています。

人 権 相 談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

●相談日時 土・日・祝日は除く
8:30~17:00

●場 所 三原市大和人権文化センター

●電 話 0847-33-1308

登録型本人通知制度へ登録をしましょう。

制度開始日 平成 28（2016）年 8 月 1 日

あいつぐ戸籍等の不正取得事件

平成 17（2005）年以降，行政書士や司法書士などがその立場を悪用して，住民票や戸籍を不正に取得し，高額で売買していたことが，次々と明らかになりました。

平成 23（2011）年 11 月，愛知県においては，司法書士の職務上請求書を大量に偽造して戸籍等を 1 万件以上不正取得した探偵業者が逮捕されています。

また，平成 29（2017）年 12 月には，長崎市内において，委任状を偽造し，他人の住民票や戸籍謄本などを不正取得した探偵業者が逮捕されています。

その 85%から 90%は，結婚相手の身元調査と浮気調査が目的とされています。

司法書士・行政書士・弁護士など 8 士業（※ 1）には，職務上必要な権限として「職務上請求書」を使って，本人の同意なく戸籍謄本などを取得することが認められています。この職権を利用して不正に取得された個人情報や，結婚や就職の際の身元調査や高齢者への詐欺，ストーカー行為などに悪用されていたのです。

※ 1 8 士業とは
弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士のこと

いまだになくならない「身元調査」 その目的は何？

身元調査は，個人の素性や身上について，本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで，素性や身上を調べることは，不当な差別や重大な人権侵害につながります。

身元調査がなくならないのは，悪質な業者がいることもありますが，身元調査を依頼する人が多くいるからではないでしょうか。

三原市では，8 士業からの職権による請求について，資格，当該事件の種類，代理手続き，利用目的等を確認するとともに，申請者本人の確認を厳格におこなったうえで交付するなど，不正取得の防止に努めています。

「登録型本人通知制度」を知っていますか？

この制度は，住民票や戸籍などの不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として，本人以外の第三者に証明書を交付した場合に，事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

住民票や戸籍などが代理人や第三者に交付されたことを本人が知ることができ，不正請求及び不正取得に対する抑止効果が期待されます。また，三原市がこの制度を導入していることが周知されることで，「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

問い合わせ
三原市人権推進課：電話 0848-67-6044
三原市市民課：電話 0848-67-6175